

第2章 全体構想

2-1 都市づくりの課題

これまでの都市づくりに求められていたことは、地域の個性や魅力を最大限に活用して、継承し、伊奈町らしさを形成することでしたが、将来人口の超高齢化問題や地球環境・エネルギー問題、都市間競争の激化、災害などに対する安全性の確保などが新たに加わり、現在抱えている課題を解消しつつ、新たな課題にも積極的に取り組む必要があります。

ここでは、町の概況と動向、新たな社会動向、意識調査結果から都市づくりに関する課題を整理してまとめます。

(1) 町の現況と動向から考えられる都市づくりの課題

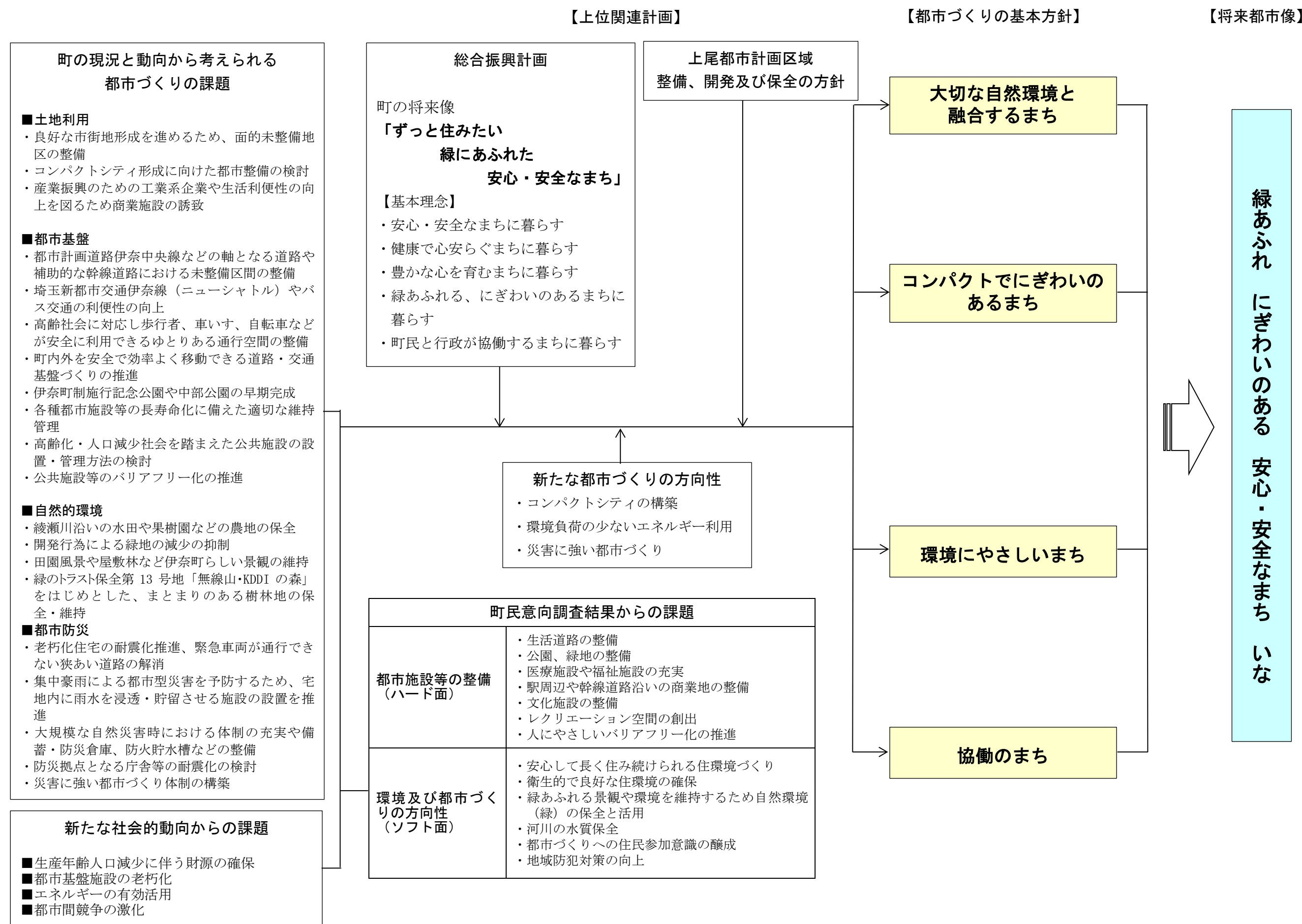
土地利用	・ 良好な市街地形成を進めるため、面的未整備地区の整備 ・ コンパクトシティ形成に向けた都市整備の検討 ・ 産業振興のための工業系企業や生活利便性の向上を図るため商業施設の誘致
都市基盤	・ 都市計画道路伊奈中央線などの軸となる道路や補助的な幹線道路における未整備区間の整備 ・ 埼玉新都市交通伊奈線（ニューシャトル）やバス交通の利便性の向上 ・ 高齢社会に対応し歩行者、車いす、自転車などが安全に利用できるゆとりある通行空間の整備 ・ 町内外を安全で効率よく移動できる道路・交通基盤づくりの推進 ・ 伊奈町制施行記念公園や中部公園の早期完成 ・ 各種都市施設等の長寿命化に備えた適切な維持管理 ・ 高齢化・人口減少社会を踏まえた公共施設の設置・管理方法の検討 ・ 公共施設等のバリアフリー化の推進
自然的環境	・ 綾瀬川沿いの水田や果樹園などの農地の保全 ・ 開発行為による緑地の減少の抑制 ・ 田園風景や屋敷林など伊奈町らしい景観の維持 ・ 緑のトラスト保全第13号地「無線山・KDDIの森」をはじめとした、まとまりのある樹林地の保全・維持
都市防災	・ 老朽化住宅の耐震化推進、緊急車両が通行できない狭あい道路の解消 ・ 集中豪雨による都市型災害を予防するため、宅地内に雨水を浸透・貯留させる施設の設置を推進 ・ 大規模な自然災害時における体制の充実や備蓄・防災倉庫、防火貯水槽などの整備 ・ 防災拠点となる庁舎等の耐震化の検討 ・ 災害に強い都市づくり体制の構築

(2) 新たな社会的動向からの課題

生産年齢人口減少に伴う財源の確保	今後、生産年齢人口が減少し税収が減少することが想定されるため、良好な住環境の形成による人口定着、女性の社会進出の支援や企業誘致を図るための財源の確保が必要
都市基盤施設の老朽化	道路、公園、上下水道等の都市基盤施設整備を進めてきたが、早期に整備した一部施設の耐用年数が迫ってきているなど都市基盤施設の老朽化に対応した施設の更新と適切な維持管理等が必要
エネルギーの有効活用	道路や公共交通のネットワーク形成や街路灯などのLED化の推進など限りあるエネルギー資源の有効活用を図ることが必要
都市間競争の激化	少子高齢化が進行するなか、都市の経済活動を活性化し公共サービス等を維持していくことが求められ、人口の流入・定着化、企業誘致などの都市間、地域間での競争が激化しており、これらに対応していくため、良好な住環境や公共サービス等の充実が必要

(3) 町民意向調査結果からの課題

都市施設等の整備 (ハード面)	- 生活道路の整備 - 公園、緑地の整備 - 医療施設や福祉施設の充実 - 駅周辺や幹線道路沿いの商業地の整備 - 文化施設の整備 - レクリエーション空間の創出 - 人にやさしいバリアフリー化の推進
環境及び都市づくりの方向性 (ソフト面)	- 安心して長く住み続けられる住環境づくり - 衛生的で良好な住環境の確保 - 緑あふれる景観や環境を維持するため自然的環境（緑）の保全と活用 - 河川の水質保全 - 都市づくりへの住民参加意識の醸成 - 地域防犯対策の向上



2-2 将来都市像

(1) 都市づくりの基本的な考え方

本計画の目標年度である平成 47 年には、総合振興計画の基本理念である「安心・安全」の観点から、緑豊かな自然と良好な居住環境を保ちつつ、環境負荷の少ない利便性の高い都市環境や魅力と活力のある産業振興と安定した雇用、そして町民の健康づくりやお互いに助け合い、支え合う地域づくりなど、安心・安全で豊かな町民生活の実現を目指していきます。

また、受け継がれた歴史や文化、地域コミュニティにおける人と人との繋がりを大切に町民との協働による健康でいきいきとした町民生活を支える基盤形成を目指します。

これらを支える町民意識の醸成や社会基盤の整備を進め、個性豊かで多様な人が集うにぎわいのある活力に満ちたコンパクトな都市づくりを推進し、エネルギー効率を考えた交通ネットワークの充実や公共施設の更新を行い、町環境基本計画との整合を図りつつ環境負荷の少ない都市づくりを進めていきます。

現在、国では新たな都市づくり「コンパクトシティ」の形成に向けた計画の策定推進とその支援を行っております。

一般的にいわれている「コンパクトシティ」とは、少子高齢化及び人口減少対策として、ある一定のエリアに公共、医療・福祉、商業施設などを集積させ、住民の生活利便性を高め、安心して暮らせるまちを創ることです。

コンパクトなまちになることで公共施設の集約化ができ、財政の厳しいなか維持・管理費などの削減にもつながり、市街地の拡大も抑制され、周辺の自然環境なども保全することができます。

本町は土地区画整理事業の進捗により、都市基盤が整った良好な市街地が形成され、現在は人口増加を維持できていますが、将来人口の更なる高齢化は避けられません。総合振興計画で示されている将来像の「安心・安全なまち」を実現するためにコンパクトシティの考え方は重要になってきます。

伊奈町は大きく北部、中部、南部の3地域に区分でき、それぞれの地域には、土地区画整理事業により整備された良好な市街地が形成され、豊かな自然環境と調和しています。また、町内の移動についても都市計画道路伊奈中央線をはじめとする幹線道路の整備が進行し、かつニューシャトルや町内循環バス「いなまる」によって地域間の移動が容易な環境が形成されています。このような町の資源を活用し、駅周辺に医療・福祉施設や商業施設などの利便施設が集積した核を形成し、これらの核が相互に補完しつつ、連携した伊奈町らしいネットワーク型コンパクトシティの実現を目指します。(次頁イメージ図参照)

伊奈町の将来都市像及び都市づくりの考え方を以下のように設定します。

①大切な自然環境と融合するまち

伊奈町の行政界の大半は、綾瀬川、原市沼川により形作られ、美しい田園風景や屋敷林、樹林地があり、豊かな自然環境が形成されています。この豊かな自然環境を後世に継承していくため、自然環境と融合する都市づくりを進めていきます。

②コンパクトでにぎわいのあるまち

人口増加が持続する本町も高齢化・少子化が進行してきています。すべての町民が健康で安心して生活できるよう地域コミュニティ施設、商業施設やサービス施設等の集積を図り、多くの人が集い、ふれ合うことのできるコンパクトな都市づくりを目指していきます。

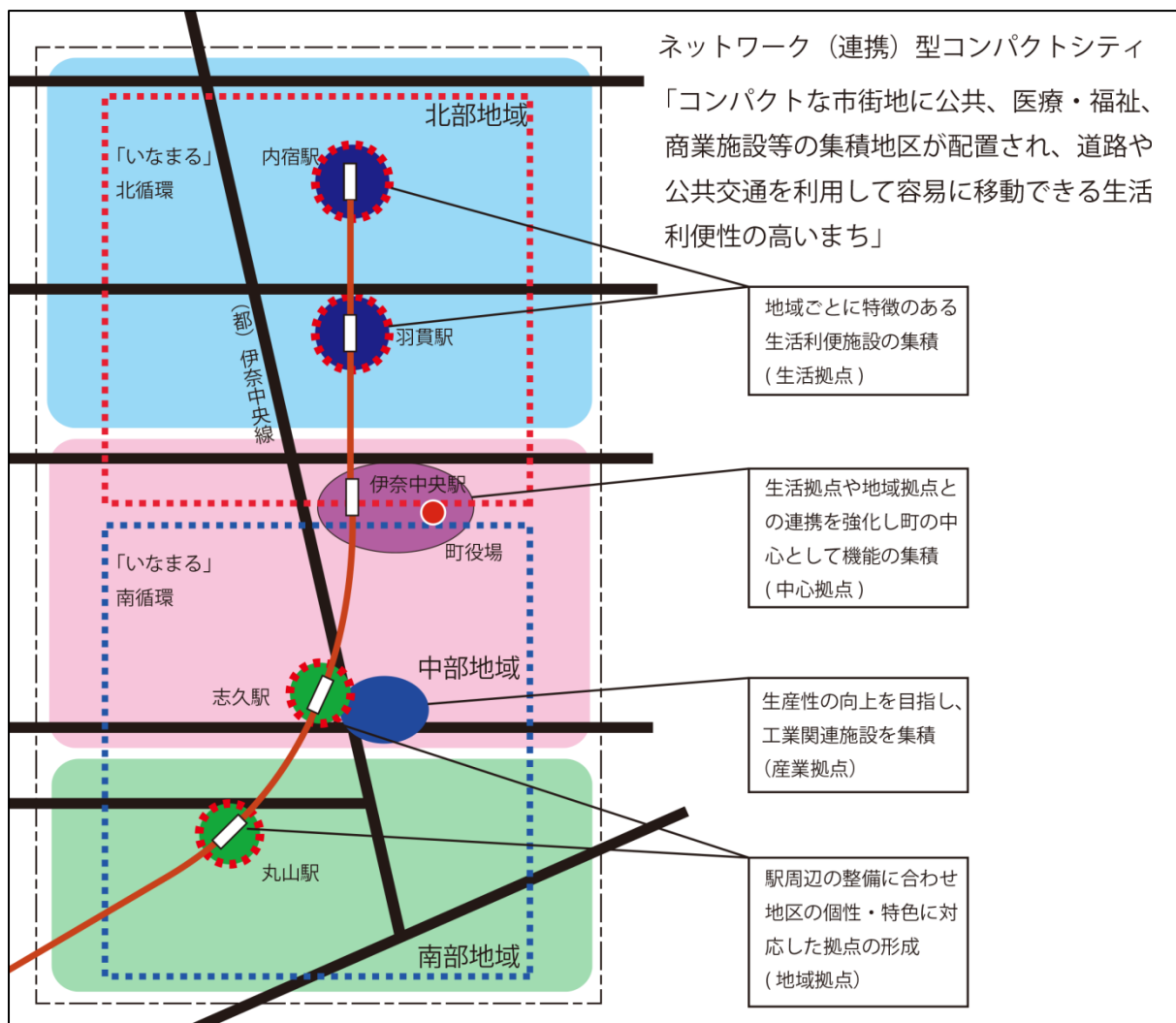
③環境にやさしいまち

主要な道路の整備やニューシャトル、路線バス、町内循環バス「いなまる」のネットワークや結節機能を充実させ、町内外の移動の効率を高めるとともに、町環境基本計画との整合を図りつつ、省エネルギーやエネルギー効率を考えた公共施設の設備更新を図り、環境負荷の少ない環境にやさしい都市づくりを進めていきます。

④協働のまち

本計画が目指す都市づくりは、町民、企業、事業者及び各種団体などと町が、互いに協力し、情報提供できる環境を整え、多様な人々が都市づくりに参加し、協働する都市づくりを展開していきます。

■伊奈町のコンパクトシティのイメージ



本計画における将来都市像は、総合振興計画が掲げる「ずっと住みたい 緑にあふれた 安心・安全なまち」を基本的な考え方とし、都市づくりを進めていきます。

また、町の特徴である豊かな自然環境と共生しつつ、各地域の核に公共、医療・福祉、商業施設等の集積を図り、これらをネットワークすることで生活利便性を確保します。また、魅力的なコミュニティ形成を図り、活力ある産業の発展により町民が生き生きと交流、活動し、安全でにぎわいのある町に、町民が健やかに安全で安心して暮らせる都市づくりを目指します。

■将来都市像

緑あふれ にぎわいのある 安心・安全なまち いな

2-3 将来人口

都市計画マスタープランの目標年次は、20年後の平成47年（2035年）とします。

目標年次における人口は、伊奈町人口ビジョンとの整合を図り設定します。

■将来人口

（人）

	平成22年	平成27年	平成37年	平成47年
人 口	42,494	44,088	47,066	48,348

* 平成22年は国勢調査（10月1日現在）、平成27年は住民基本台帳（1月1日現在）

平成37年の数値は伊奈町人口ビジョンによる推計値

2-4 全体構想

ここでは、将来都市像の実現を目指すため、都市の骨格となる将来都市構造を設定したうえで、土地利用、都市施設等の整備、景観形成及び都市防災についての方針を示します。

2-4-1 将来都市構造

将来都市像を実現するための将来都市構造は、土地利用を区分する面とその面をつなぐ軸、そして主要な都市機能が集積する拠点またはゾーンで構成するものとし、以下のとおり設定します。

軸は主要な道路及び交通機関及び地形を形作る河川などにより構成され、拠点・ゾーンは、都市機能が集積した地区またはいくつかの隣接する都市機能により面的に構成される地区を適切に配置し、目標とする将来都市像を創出します。

(1) 土地利用の区分

①都市的土地利用ゾーン

□既成市街地

- ・面的整備済み地区では景観に配慮しながら住宅及び生活関連施設の立地を促進し、人口密度が高くコンパクトにまとまった利便性の高い市街地を形成する。また、高齢者や子どもをはじめとして誰もが安全に暮らせる市街地を形成する。
- ・面的未整備地区については、面的な都市基盤を整備することにより住環境を向上させ、良好な市街地を形成する。

□新市街地

- ・市街化区域内で人口密度の低い地区については、市街化の促進を図りつつ、個性ある魅力的な市街地を形成する。

②自然的土地利用ゾーン

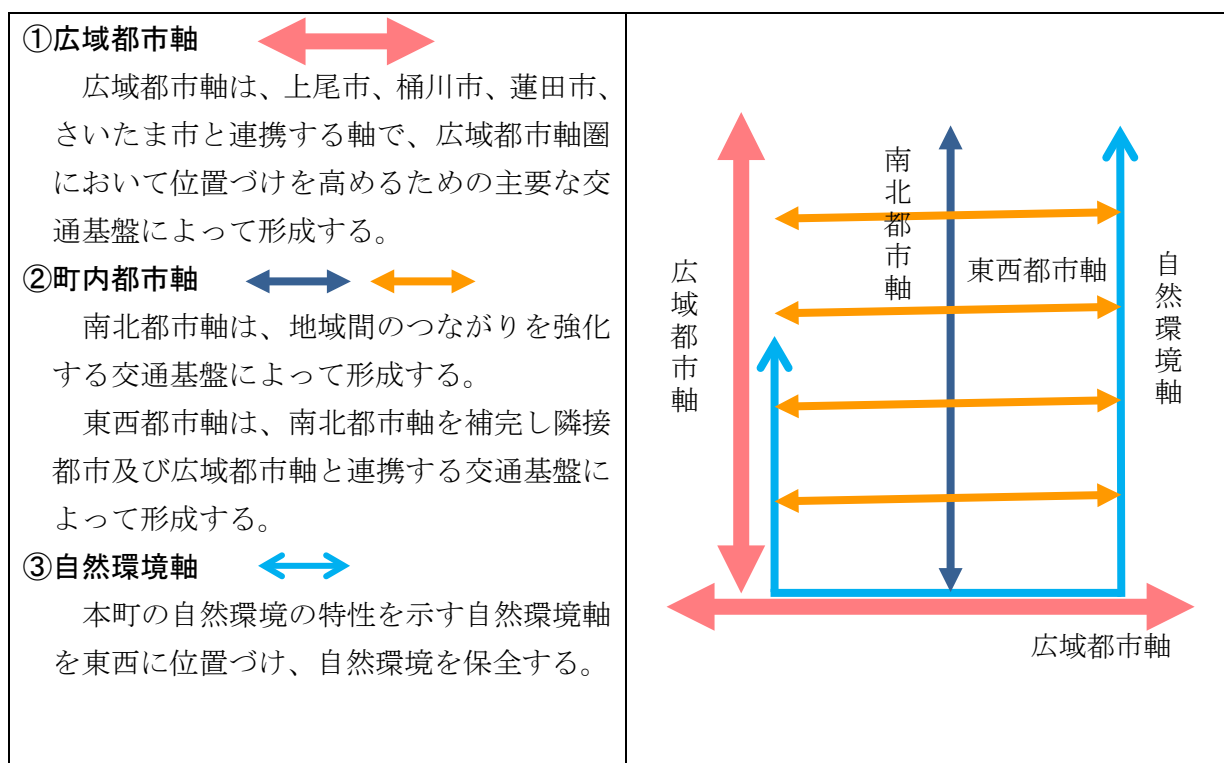
□市街化調整区域

- ・市街化調整区域内の農地、樹林地等を保存し無秩序な開発を抑制することで、現在の豊かな緑を守りつづけるとともに集落における生活環境の整備を行う。



(2) 都市軸の形成

都市軸は広域的な都市圏との連携及び町内の有機的な結びつきを図るための軸であり、本町においては広域都市軸へ連携する町内都市軸（南北都市軸、東西都市軸）と自然環境軸によって町の骨格を形成するものとします。



(3) 都市機能拠点の形成

都市機能拠点は伊奈町を活性化させ都市的魅力の向上を図る拠点であり、町の個性を特徴づけるものです。伊奈町は、町役場を含む伊奈中央駅周辺を中心拠点とし、町内を南北に縦断するニューシャトルの各駅に生活拠点及び地域拠点を形成します。

① 中心拠点

町役場等の行政機能が集積した伊奈中央駅周辺地域は、基盤整備された地区であり、町民が利用しやすい空間を創出するとともに、中心拠点として他の拠点と連携を強化し、拠点の充実を図る。

② 生活拠点

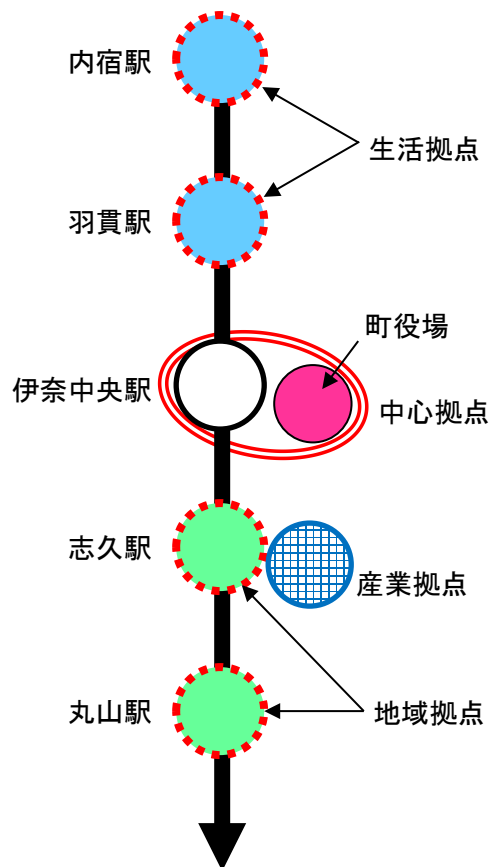
内宿駅及び羽貫駅周辺は、基盤整備された地区であり、地区の個性、特色に応じ商業施設等が集積した生活利便性の高い地区として拠点形成を図る。

③ 産業拠点

小室第一地区の工業地区は、道路整備や敷地内の緑化を進め、町の産業拠点として形成を図る。

④ 地域拠点

志久駅及び丸山駅周辺は、通勤通学の人々にぎわう地区及び医療、教育施設などの広域施設、歴史的資源等の拠点として来訪者を迎える町の玄関口としての地区など駅周辺の個性・特色に応じた拠点形成を図る。



（４）ゾーンの形成方針

伊奈町らしさを創出するためには、町の歴史・文化や豊かな自然環境などの資源を伝承し、活用する土地利用を展開し、魅力あるまちとして計画的に誘導することが必要です。そのため、将来都市像を実現するうえで活用すべき魅力的資源、都市機能を以下のような方針を基に配置、形成を図ります。

①交流・活動ゾーン

県民活動総合センター、伊奈町制施行記念公園等の施設に多様な人々が訪れることから、広域の交流活動の場として、それぞれを活性化させる空間を形成します。

②沿道活用ゾーン

道路整備に合わせ沿道の土地利用を図っていきます。

③地域活性化ゾーン

志久駅周辺の地域住民、企業、大学等と町が連携し、人が集い、にぎわいのある空間形成を図ります。

④緑のふれあいゾーン

豊かな自然環境を保全するとともに、施設の利用やイベントを通して町民の参加を促し、憩い・ふれあいの場の提供を図ります。

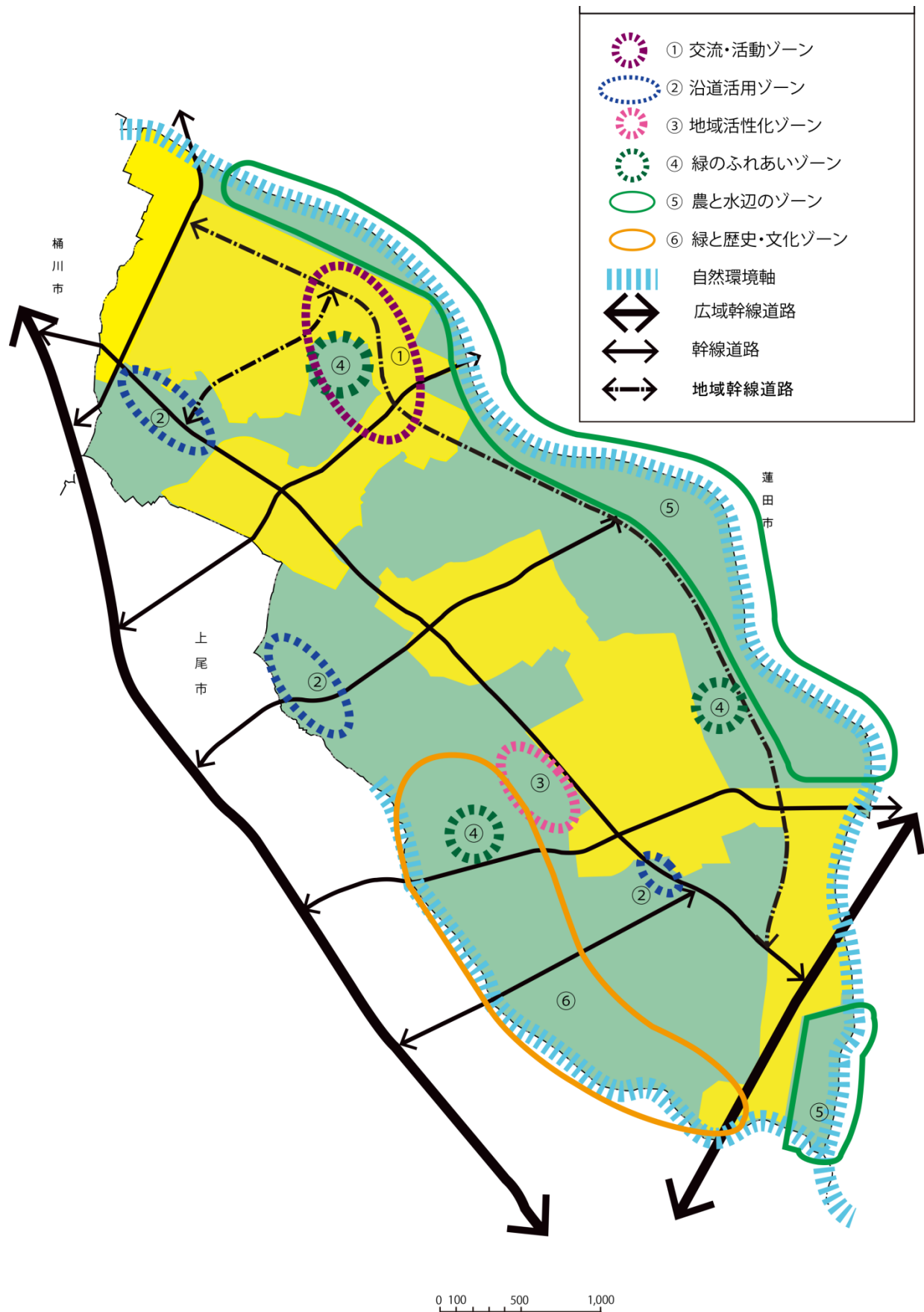
⑤農と水辺のゾーン

綾瀬川流域の田園空間を保全・活用し、人々が安らげる空間を形成します。また、綾瀬川、原市沼川の景観や水辺に配慮し、潤いのある空間づくりを図ります。

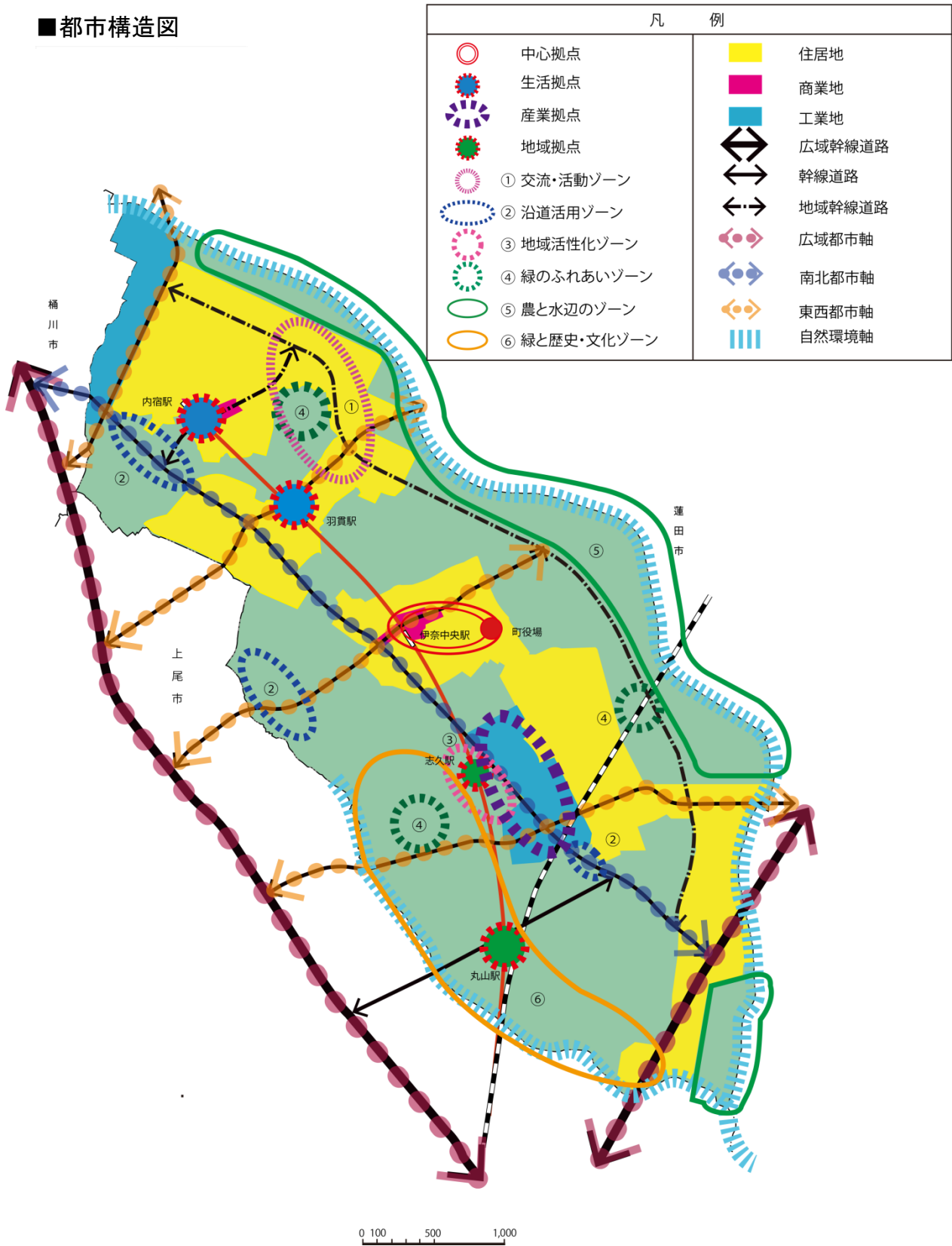
⑥緑と歴史・文化ゾーン

緑のトラスト保全第13号地「無線山・KDDIの森」や県指定史跡伊奈氏屋敷跡、原市沼調節池を活用し、歴史や自然環境との関わりを深めることができる空間を形成します。

■ ゾーン配置図



■都市構造図



2-4-2 土地利用方針

(1) 土地利用の基本的な考え方

伊奈町は、綾瀬川沿いに広がる田園風景や屋敷林、樹林地が多くみられ、豊かな自然環境と共存する市街地が形成されています。このような地域の特徴を活かし秩序ある土地利用を展開していく必要があります。面的整備により人々が安心して快適に暮らせる市街地が形成され、町の顔となる市街地整備も進められてきました。

今後は高齢化などを考慮し、誰もが快適に暮らせるよう生活利便性の高いコンパクトな市街地の形成を目指していく必要があります。また、地域産業を活性化するために、工業、商業の集積にも努めていきます。さらに、伊奈町の景観や環境の重要な要素である農地についても人が緑とふれあう場として保全・活用していきます。

上記を踏まえ、魅力づくりを促進する資源を保全・活用していくとともに、地域の特性をとらえた秩序ある土地利用を図るため、以下のような方針を基に整備を進めます。

(2) 市街化を促進する区域

①住居系土地利用

- ・面的整備済み地区では街路樹等による街並みの緑化の推進と、歩行者や自転車の安全に配慮した住宅地を形成します。
- ・市街化区域内における面的未整備地域は、道路等の都市基盤整備を進め、住環境の向上を図ります。
- ・無秩序な開発を抑制しつつ、緑の保全に配慮した面的整備を促進し、開発と自然環境等が調和した住宅地を形成します。
- ・今後、町の人口が減少となった際にも、生活利便性が損なわれないよう商業施設をはじめとする生活利便施設の集積を図るような市街地形成を進めていきます。

②商業系土地利用

- ・ニューシャトルの駅周辺は、地域の特性に十分配慮した特徴ある商業施設等を配置し、市街地内における拠点形成を図ります。
- ・内宿駅、羽貫駅周辺及びその沿道については商業施設が集約できるように誘導するとともに、伊奈中央駅周辺地域は行政機能を持つ町の中心市街地の形成を図ります。
- ・主要地方道さいたま栗橋線沿線は、沿道サービス施設の立地、誘導を図ります。

③工業系土地利用

- ・既に工業関連施設が集積している小室第一地区は町の産業拠点として位置づけ、生産性の向上を図ります。
- ・また、工業系市街地は周辺環境に配慮しつつ、緑地などのオープンスペースの確保による生産環境の向上に努めます。また、工業系用途地域内への集約を図ります。

（３）市街化を抑制する区域

①集落地等

- ・集落地は無秩序な開発を抑制しつつ、総合的な生活環境の向上を推進します。小規模開発等による住宅地では安全な都市空間を創出するため、生活環境を改善するとともに不燃化などの防災性の向上を図ります。

②農地

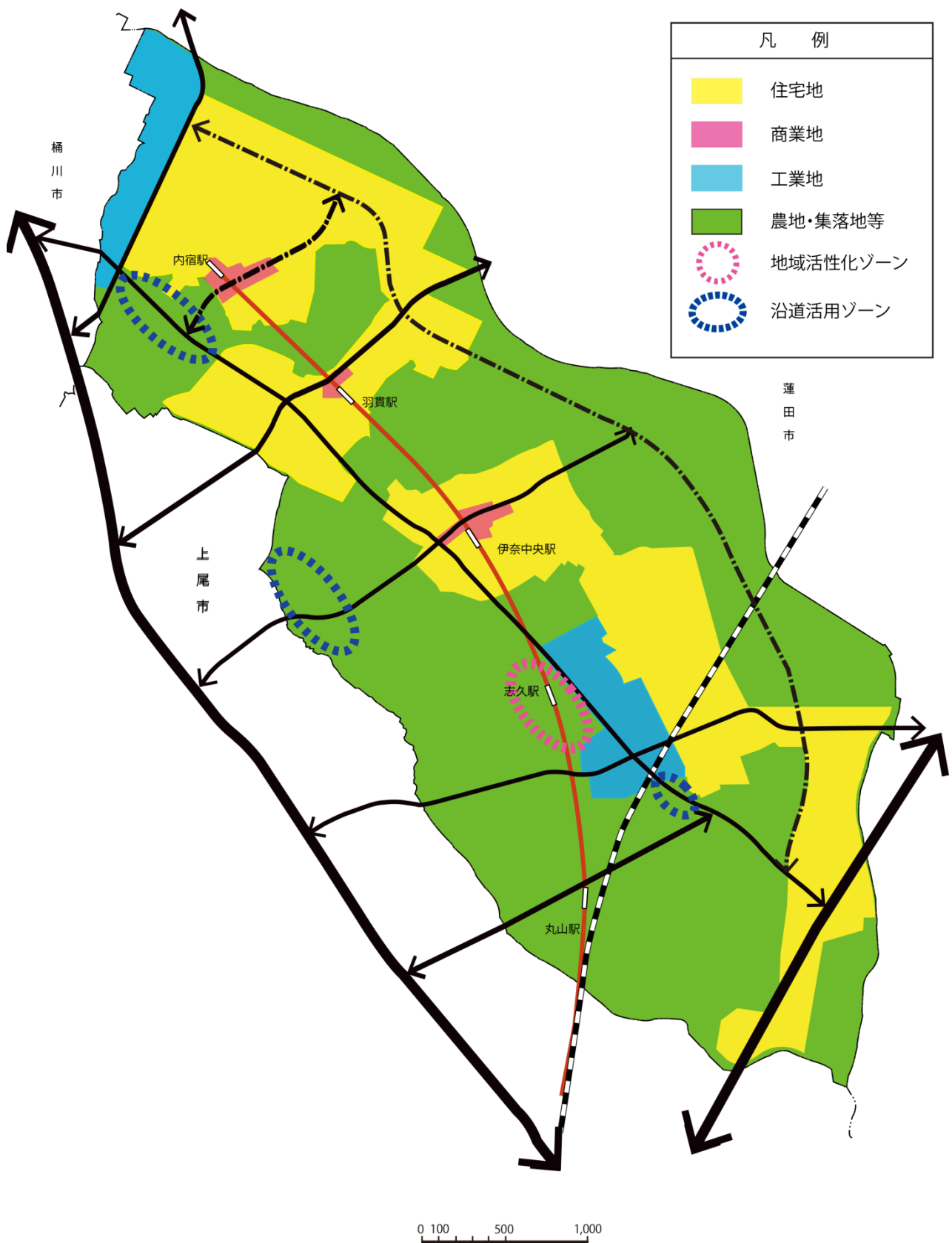
- ・農地については、適切な農業基盤を整備し、特に農業振興地域内においては、まとまった優良農地を保全します。また、綾瀬川沿いの田園空間は、町の代表的な景観地として保全を図ります。
- ・高齢者や子どもたちをはじめ、町民が農地とふれあえる場として、農地の保全・活用を図るとともに、町民が集える緑のスポットとしていきます。
- ・都市計画道路沿道については、周辺環境との調和に配慮しつつ、道路整備にあわせ土地利用を検討します。

＜市街化調整区域の基本的な考え方＞

市街化調整区域については「市街化を抑制する区域」という基本的な考え方のもと、既成市街地の整備を先行します。ただし、上位計画との整合を図ることができる場合については、地域の実情を踏まえた検討を行います。



■土地利用方針図



2-4-3 都市施設等の整備方針

(1) 都市施設整備の基本的な考え方

面的整備の進捗により市街地内の都市基盤が整ってきましたが、一部の市街地では道路等の整備が遅れている地区もみられます。今後は町民が安心して快適に暮らせるよう、このような地区の都市基盤整備を推進していきます。

圏央道、第二産業道路（汎称）等の整備も進捗しており、本町と広域地域との連携強化と環境負荷を少なくする交通網を整備する必要があります。また、近年、自転車利用者が増加していることから歩行者や自転車が安全に通行できる道路空間の整備を進める必要があります。

町民のレクリエーションや子どもの遊び場として公園や緑地の整備を行い、緑あふれる市街地環境を形成していきます。

公共施設については、高齢者や障害者が使いやすいようバリアフリー化を推進するとともに、施設が長期にわたり良好な状態で使用できるよう維持管理の体制なども検討していきます。また、施設や設備の更新等の際には、エネルギー効率や耐久性等に配慮した対応をしていきます。

上記の状況を踏まえ、交通施設（道路網・公共交通）、公園・緑地、公共下水道等の都市施設について、以下のような方針を基に整備を進めます。

(2) 交通施設の整備方針

環境負荷の少ない安全で快適な都市を目指し、道路網の形成及びニューシャトル、バス等公共交通の充実を図り、町全体の交通体系を整備します。

1) 道路網

本町の道路網はその地形から南北と東西を走る道路をはしご状に組み、それらを広域幹線道路とネットワークさせ、町内及び周辺都市とのアクセスを容易にすることにより交通を円滑に処理します。

① 広域幹線道路

- ・ 広域幹線道路は主要地方道さいたま栗橋線及び町域外の圏央道に繋がる第二産業道路（汎称）を位置づけます。これらは町の道路網を形成するうえで骨格ある広域都市軸に位置しており、特に町内を走る主要地方道さいたま栗橋線については道路施設の改善や道路環境の向上と継続的な維持管理を要請します。

② 幹線道路

- ・ 幹線道路は南北都市軸として機能する都市計画道路伊奈中央線と東西都市軸として機能する都市計画道路上尾久喜線、大宮菖蒲線※、上尾伊奈線、上尾白岡線、上尾蓮田線を位置づけます。これらは地域間の交流を強化する町内都市軸に位置するとともに、周辺都市への円滑なアクセスを担う道路として整備します。また、高齢者や障害者、子どもたちの安全を考慮したバリアフリーの道路整備を行います。
- ・ 近年、自転車を利用する人が増加していることから、安全に通行できる自転車通行空間の整備や目的地周辺の駐輪場整備などを推進していきます。

○南北都市軸として機能する道路

地域間の連携を強化するとともに広域幹線道路にアクセスし、町内交通を処理する広域的なネットワークを形成します。

○東西都市軸として機能する道路

都市計画道路は、地域の主要な道路との機能的連携を図り、整備を推進します。

※ 都市計画道路大宮菖蒲線は、都市計画法に基づき都市計画決定した道路名称

③地域幹線道路

- ・地域幹線道路は学園通り、いな穂街道等を位置づけ南北に走る都市計画道路伊奈中央線を補完し、また幹線道路から市街地への円滑なアクセス機能を担います。

広域幹線道路	主要地方道さいたま栗橋線、第二産業道路（汎称）
幹線道路	都市計画道路伊奈中央線、都市計画道路上尾久喜線、都市計画道路大宮菖蒲線、都市計画道路上尾伊奈線、都市計画道路上尾白岡線、都市計画道路上尾蓮田線、一般県道上尾環状線
地域幹線道路	学園通り、いな穂街道等

④生活道路

- ・幹線道路へのアクセスや日常生活における利便性を高めるため、地域の実情に配慮した補助幹線道路等を整備します。
- ・面的整備に伴い新たに道路整備を行う場合は、潤いある街並みを形成するため可能な限り広幅員道路を確保します。
- ・高齢者、障害者及びベビーカーを利用の歩行者や自転車などの利便性や安全性を高めるため、歩道等の道路空間の整備、拡充を図ります。
- ・省エネルギー・低コスト化を図るため、道路照明灯の新設、更新にあたってはLED化を推進します。



2) 公共交通

ニューシャトル及び JR の各駅と町内の各主要施設を連絡するバス路線により公共交通網を形成します。

①埼玉新都市交通伊奈線（ニューシャトル）

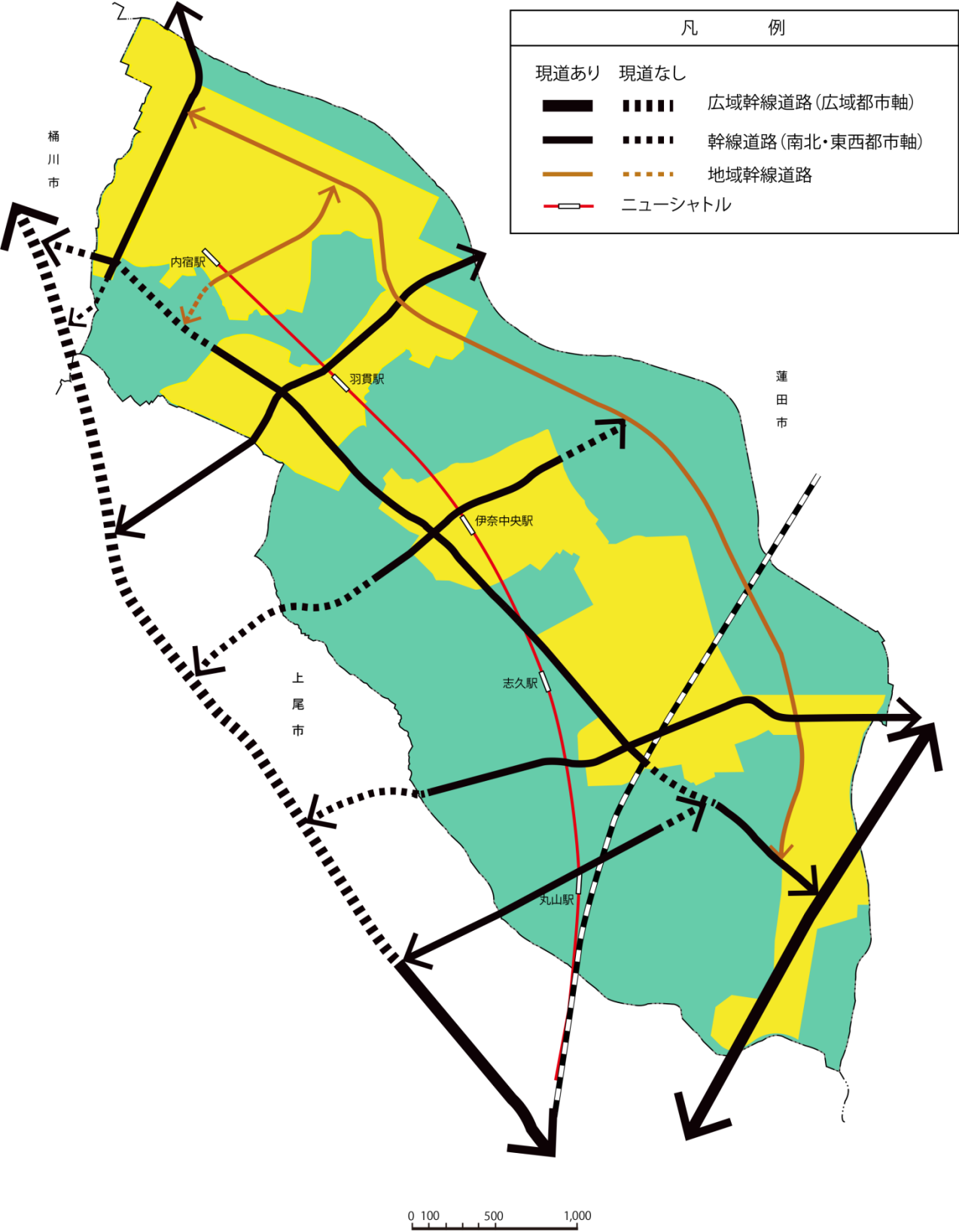
- ・利用者は年々増加傾向にありますが、更なる利便性の向上を関係機関に要望します。
- ・利用者の増加に対応し、高齢者から子どもまで誰でも利用しやすい施設の整備を推進します。
- ・各駅にバス乗降施設やタクシープール等を備えた駅前広場等の整備を図り、公共交通のネットワーク及び結節点機能の強化を図ります。

②バス路線

- ・住民生活に即したバス路線網を形成するため、既設路線の増便や路線の延長、また駅や公共施設などと連絡する路線の新設を関係機関に要望します。また、路線バスとのスムーズな乗り換えができるよう町内循環バス「いなまる」の運行形態などの検討や関係機関との連携を図ります。



■交通網整備方針図



（３）公園緑地の整備方針

伊奈町には屋敷林やまとまった樹林地等、緑豊かな空間が数多く存在しています。これらの既存の緑との調和を図りつつ、公園緑地の整備や幹線道路を中心とした道路の緑化等、町緑の基本計画における諸施策を総合的に推進し、水と緑のネットワークを形成します。

①都市公園等

- ・バラ公園として親しまれている伊奈町制施行記念公園は、町民のスポーツ、レクリエーション、文化・芸術等、多様な活動に対応した総合公園として整備・充実を図ります。
- ・公園は誘致距離※を勘案したうえで配置し、町民の健康づくりや快適な野外スポーツ、レクリエーションの場として、施設の整備・充実を図ります。
- ・安心して暮らせる都市を目指し、地域防災計画と連携し、災害時における避難場所としての機能を確保します。
- ・住区基幹公園※については、周辺に居住する町民のニーズにあわせ、遊具などの設備の設置、リニューアルを行い、多くの人に利用される公園を目指します。

②水と緑のネットワークの形成

- ・町内の主要な公園緑地や河川、史跡文化財を、緑化された道路や既存のふるさと歩道、綾瀬川沿いのジョギングロード等では有機的に結び、水と緑のネットワークの形成を図ります。

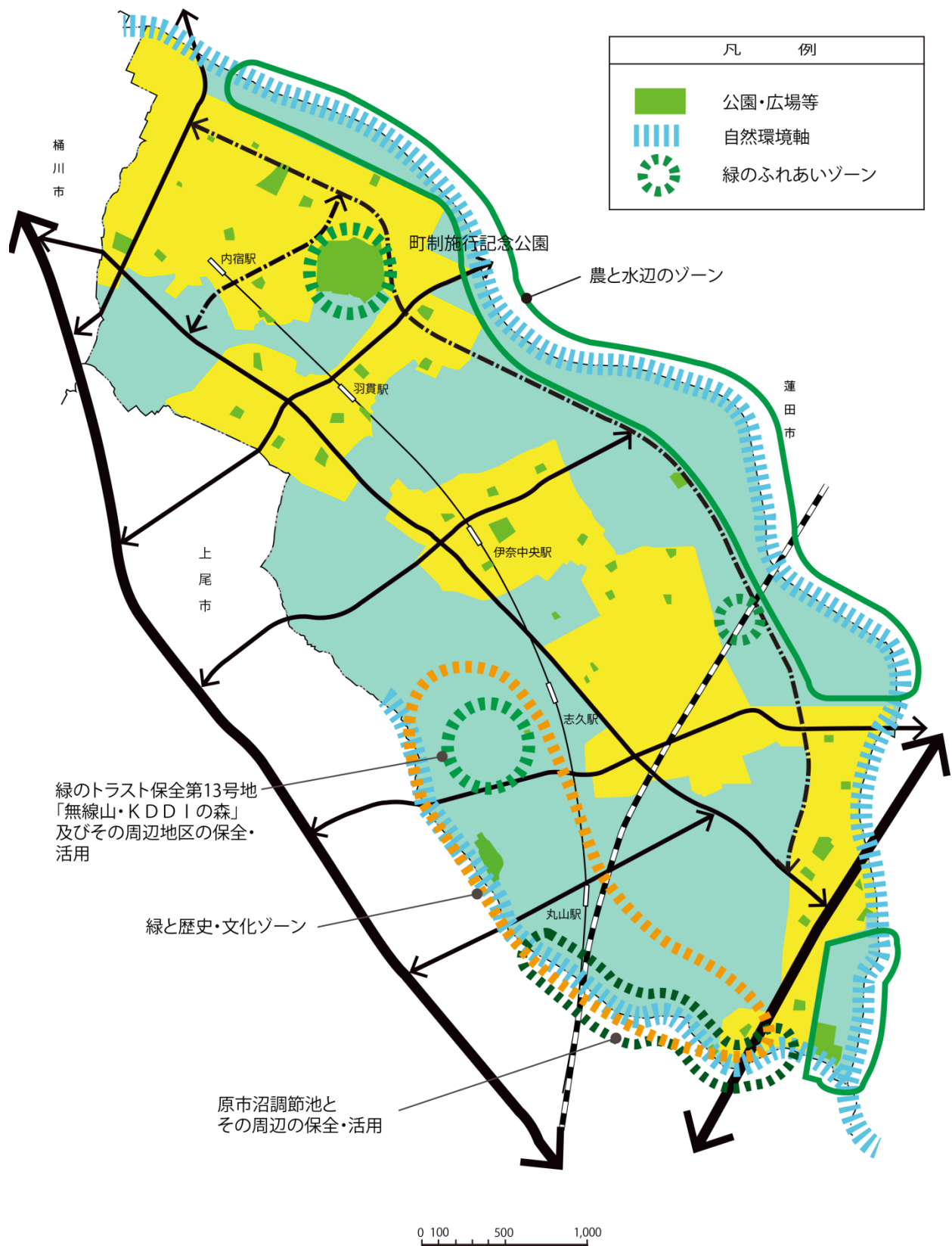
※ 住区基幹公園の種別と誘致距離

種 別	内 容	誘致距離
街区公園	半径 250m 程度の街区に居住する人々が利用する 0.25ha を標準とする公園	250m
近隣公園	半径 500m 程度の近隣に居住する人々が利用する 2ha を標準とする公園	500m
地区公園	半径 1 km 程度の徒歩圏内に居住する人々が利用する 4ha を標準とする公園	1 km



◆伊奈町制施行記念公園のバラ園

■公園緑地整備方針図



(4) 下水道の整備方針

①公共下水道計画区域

- ・事業認可区域の整備を完了し、下水道施設への接続を進め環境にやさしい都市づくりを目指します。また、公共下水道計画区域内の整備を推進します。
- ・下水道施設の老朽化に対して、計画的な施設の維持管理と更新を行います。

②集落地域

- ・公共下水道計画区域以外の地域については、合併処理浄化槽の設置を促進するとともに、適正な維持管理実現のための啓発に努めます。

(5) 上水道の整備計画

- ・将来とも安定した給水を可能とするため、各施設の効率的な運用を図るとともに、老朽化対策として計画的な更新を実施します。また、配水管等の耐震化を推進します。

(6) 河川の整備方針

- ・河川の水質汚濁の防止や水質浄化を図り、多様な生物が生息できる水辺空間を確保します。また、集中豪雨などによる河川の増水に伴う災害を防止するため、河川の整備を推進します。さらに、護岸等を利用した親水性の確保についても検討します。
- ・河川周辺については、緑あふれる綾瀬川流域の田園空間を活用した整備を検討します。

（7）公共公益施設の整備方針

ごみ処理施設、教育施設、文化施設、コミュニティ施設等の公共公益施設の整備にあたっては、施設の広域的な利用を図ることを前提として整備を進めます。また、エネルギー効率や耐久性等に配慮した環境にやさしい施設整備を行います。

①ごみ処理施設

- ・ごみ処理施設については既存施設の適切な維持管理を図るとともに、広域的なごみ処理について検討を進めます。

②教育施設

- ・義務教育施設は適切な維持管理をしつつ、施設のバリアフリー化を推進し、老朽化した学校施設・設備については、計画的な改修を進め施設の長寿命化を図ります。

③文化施設

- ・郷土資料館の南中学校への移転を機会に、郷土の歴史・文化の啓発拠点として充実を図るとともに、展示内容、方法等を工夫し利用者の増加を目指します。

④コミュニティ施設

- ・コミュニティ形成の場の充実を目指し、多様な人たちが集い、交流する複合的な公共施設の整備について検討します。

⑤町役場庁舎

- ・行政や災害時の拠点となる役場庁舎は、老朽化対策の実施と耐震化による安全性を確保し、中心拠点の核として庁舎内のバリアフリー化を図るとともに、災害時においても行政機能が維持できるよう、代替エネルギーの活用を含めた自家発電施設等の整備を図ります。



◆伊奈町立小針北小学校

2-4-4 景観形成方針

(1) 景観形成の基本的な考え方

- ・本町は、土地区画整理事業による良好な市街地が形成され、その周囲を水田や河川及び屋敷林・樹林地によって囲まれ、緑豊かな環境が育まれています。
- ・町民意識調査においても自然環境や医療、交通施設、公園についての評価が高く、生活環境の整備に関する意識が高いため、生活環境の改善を重視した景観形成を進めます。
- ・地域ごとの個性ある景観を形成するため、優れた景観資源を有効に活用し、魅力ある地域景観の形成に努めます。さらに、地域の魅力ある景観を形成することにより伊奈町の魅力が増し、多くの人が居住し、来訪するまちが創出されます。

(2) 景観形成の方針

①住宅地

住宅市街地については、地域住民の協力を得て建物の色や柵の高さなどを制限するとともに、生垣などの緑を設けるなど景観に配慮し、地域特性を活かした良好な景観を形成します。

②各駅周辺地区

ニューシャトルの各駅周辺地区については、地区の特性に合わせた景観を創出するとともに、面的整備済み地区内における良好な景観を形成します。

③幹線道路沿道

都市計画道路伊奈中央線などの幹線道路については道路の緑化を推進し、良好な沿道景観の形成に努めます。

④公共施設の景観形成

町役場周辺の公共施設が集積する地区や公共施設では、周辺環境に調和するよう色彩・デザインの統一など景観形成に配慮します。

⑤伊奈氏屋敷跡周辺地区の歴史的景観の保全

屋敷林の緑が豊かな伊奈氏屋敷跡周辺地区については、歴史・文化の保全と合わせ、景観の保持にも努めます。

⑥教育・広域医療施設周辺地区の景観の保全

県立がんセンターや日本薬科大学等の周辺には、緑のトラスト保全第13号地「無線山・KDDIの森」をはじめとした多くの樹林地があり良好な景観が残っています。樹林地を保全し、良好な景観の維持に努めます。

⑦田園景観の保全

伊奈町の代表的な景観の一つである綾瀬川沿いの田園景観を保全します。

⑧屋敷林や樹林地を活用した景観の創出

町の特徴の一つである屋敷林や樹林地の緑を活用した個性ある景観を創出します。

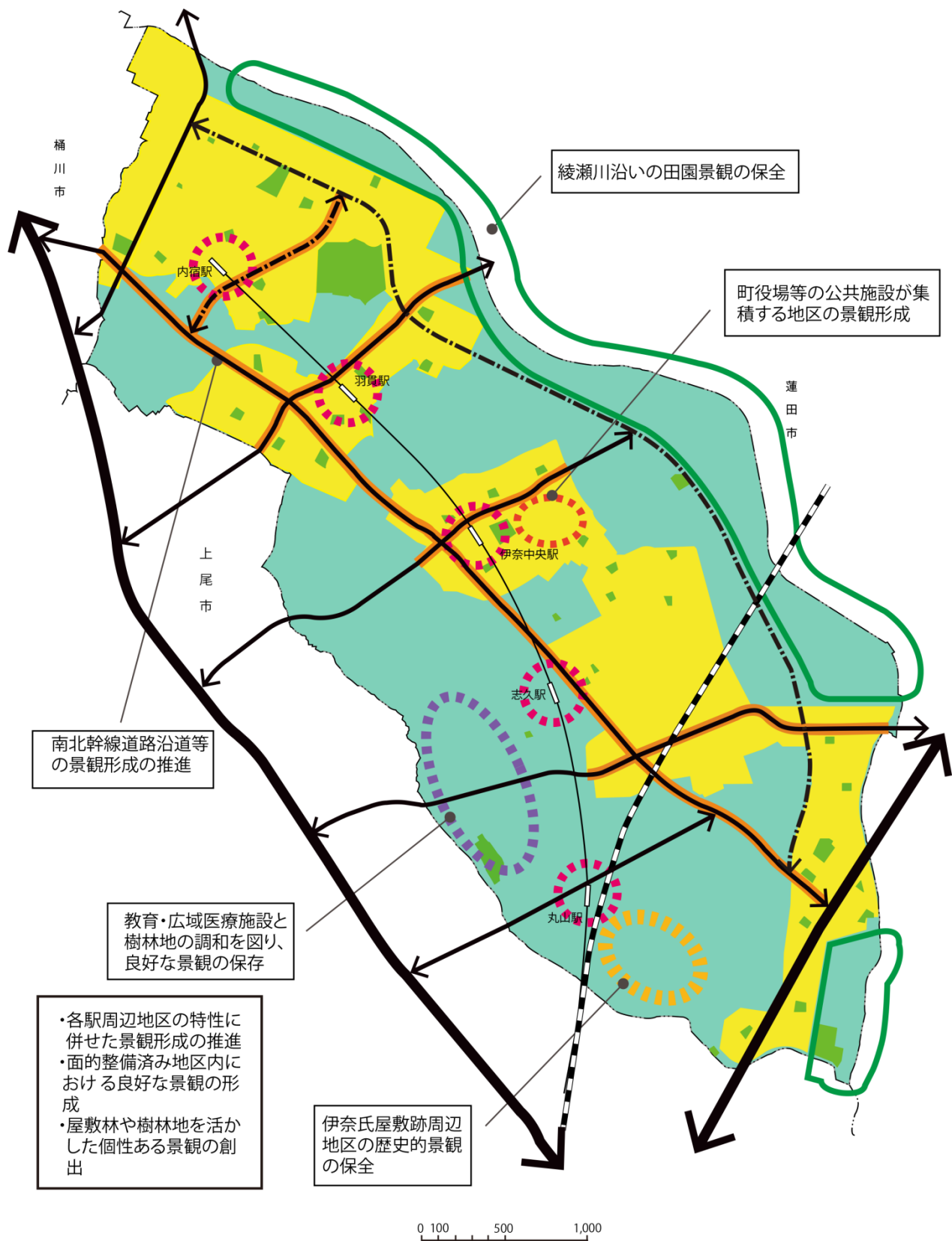
⑨景観計画の検討

良好な景観を保全するとともに、個性ある地域景観を形成するために景観計画の策定を検討します。



◆新田前公園

■景観形成の方針図



2-4-5 都市防災方針

(1) 都市防災の基本的な考え方

近年、地震や集中豪雨などによる大きな自然災害が発生しています。町民の安心・安全な生活が持続できるよう町地域防災計画との連携を図り、災害対策として特に重要な避難所の確保、建築物の不燃化・耐震化、防災組織の育成等を推進していく必要があります。

災害発生時における防災中枢拠点については、町地域防災計画に沿って太陽光発電などの代替エネルギーの活用を含めた自家発電設備等の整備を図り、機能の充実に努めます。

また、高齢者や子どもを巻き込む振り込め詐欺や凶悪な犯罪も多く発生しており、町民の生命や財産を守り、安心して暮らせる都市環境づくりも必要となっています。

安心して暮らせる都市を創出するため、都市防災・防犯対策について以下のような方針を基に整備を進めます。

(2) 避難所の確保

- ・各小中学校など現在避難所として指定されている施設の安全の確保に努めます。
- ・避難した際に必要な食糧や飲料水等を備蓄しておくための備蓄・防災倉庫を整備します。

(3) 建築物の不燃化・耐震化

- ・避難路を確保するため、広幅員道路等の防災機能が高い道路については、沿道施設の不燃化等により防災機能の充実に努めます。
- ・特に木造建築物の密集地では大規模な火災や家屋の倒壊等を防止するため、建築物の不燃化及び耐震化を促進します。

(4) 雨水の宅地内浸透・貯留による都市型水害の抑制

- ・近年、集中豪雨による水害が多く発生しているため、排水路や河川等への急激な流入を防ぐため、宅地内での雨水浸透及び貯留を推進するとともに、水害対策に効果的な基盤整備を図っていくことで都市型水害の発生を抑制します。

(5) 防災組織の育成

- ・日常生活における町民の自主的・主体的な防災活動を支援し、災害に強い地域社会を形成します。
- ・町民の防災意識の向上を図り、自主防災組織の育成に努め、住民参加による災害に強い都市づくりを行います。

(6) 防犯体制の充実

- ・安心安全ステーションを拠点とした防犯パトロールや、高齢者や子どもを犯罪から守るための地域ぐるみの見守り体制づくりを推進します。
- ・自主防犯組織や防犯ボランティアへの支援、防犯に関する情報提供サービスなどの充実に努め、地域の安全性の充実に努めます。
- ・既存の防犯灯より安定した明るさが維持でき、エネルギー効率のよいLED化を推進します。